

告示第357号

令和8年3月23日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

令和10年度に本市が新設する児童相談所において、子育てや家庭の問題に不安を抱えた利用者が安心して相談や検査を行うことができ、また、児童虐待等に起因して一時保護された子どもが家庭的かつ快適な温かみのある空間で生活できるよう、適切な什器・調度品等の選定や内装の検討等を行うもの

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされているものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 納期の到来している鹿児島市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村において納期の到来している市区町村税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 令和3年4月以降に、国若しくは地方公共団体が発注する公共施設又は社会福祉法人等が発注する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の規定に基づく児童福祉施設における環境整備業務（レイアウト及び什器整備計画の作成など本業務に類似する業務）を元請として完了した実績を有する者であること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

この告示の日（以下「告示日」という。）から令和8年4月9日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市児童相談所準備室（西別館2階）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

(5) 応募に関する費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(6) その他

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集、仕様書その他必要な情報は、全て本市ホームページにおいて入手することができる。

4 提出書類

(1) 企画提案競技参加申込書（様式あり）

(2) 法人概要（様式あり）

- (3) 鹿児島市（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村）発行の市（区町村）税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行されたもの。写し可）
- (4) 税務署発行の消費税及び地方消費税における納税証明書（その3）（告示日以降に発行されたもの。写し可）
- (5) 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (6) 財務諸表（申請書を提出する直前2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し）
- (7) 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式あり）
- (8) 業務実績表（様式あり）及び実績があることを証する書類

5 提出部数

各1部

6 注意事項

鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録された業者は4(5)及び(6)の書類は不要。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。